

令和7年度 矢板市

中小企業者 脱炭素融資促進 利子補給補助

補助金の概要

脱炭素につながる設備を導入するために矢板市中小企業振興資金の融資を受けた中小企業者に対し、利子相当分を補助することで設備投資を支援します。

補助金対象者

次の1～3すべてを満たしている方

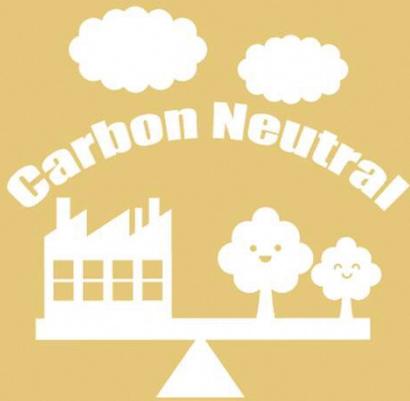
1. 脱炭素につながる設備を導入するために矢板市中小企業振興資金の融資を受けていること
2. 矢板市に住民登録がある個人事業主または市内に事業所を有し市内に商業登記を行っている事業者
3. 市税を完納していること

補助対象設備等

1. 太陽光発電設備
2. 定置型蓄電池
3. 木質バイオマス熱利用設備
(薪ストーブ、ペレットストーブ等)
4. クリーンエネルギー自動車
5. 建築物への省エネ設備導入
(断熱窓、断熱材、LED照明設備等)
6. その他、脱炭素につながると認められるもの

補助金額・申請期間

1. 補助金額
12回目の返済日までに返済する利子相当分
(上限額10万円)
2. 申請期間
令和7年4月1日(火)から予算額(50万円)に達するまで
※必ず融資を受けた日と同一年度内に申請してください。



中小企業
脱炭素
補助
利子補給



詳しくは
市HPをご覧ください。



問い合わせ

矢板市市民生活部
生活環境課

TEL : 0287-43-1114